

○浜中町農業用水道給水条例施行規程

平成30年3月30日

訓令第7号

浜中町農業用水道給水条例施行規程

(目的)

第1条 この規程は、浜中町農業用水道給水条例（昭和51年条例第1号）に基づき、農業用水道料金の収入の通知及び収納に関し浜中町財務規則（平成25年規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(収入の通知)

第2条 口座振替及び自動払込みの方法による納付の場合は、浜中町水道事業会計規程（平成27年訓令第5号）第16条を準用する。

(直接収納)

第3条 口座振替又は自動払込みの方法による収納の場合においては、浜中町水道事業会計規程第19条を準用する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。